

大原大学院大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針

大原大学院大学は、平成 26 年 2 月 18 日付けで改定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に基づいて、これまでの取組みを継承しつつ、内容の見直し等を行い、運営・管理体制を整備しました。

これからも、本学における公的研究費等の適正な使用に向けて、運営・管理体制を見直しながら、学術研究を通じて社会・経済・文化等の充実発展に貢献できるように努めてまいります。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学における公的研究費等の運営・管理にあたって、組織全体の統括者等について、以下のとおり定め、それぞれが役割りと責任を踏まえ、取組を推進する。

① 最高管理責任者

大学院全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）として、学長を充てる。

② 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）として、研究倫理委員会委員長を充てる。

2. コンプライアンス教育の実施

不正防止対策の理解や意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育を実施する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動の一層の推進

① 物品等の購入時における不正防止のため、購入の当事者以外の者が納品検収を行う体制として、事務局担当者が納品検収を行う。

② 一定の金額（50 万円未満）までの物品購入等について、発注を教員が直接行い、納品検収を事務局担当者が行う。

③ 研究費の執行に関わる教職員、納入業者に対しては、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。不正な取引に関与した教職員や業者等の関係者に対しては、規程等で定めた処分方針を踏まえて、厳正に対処する。

④ 換金性の高い物品については、適切に管理する。

4. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるように、事務局に通報窓口を維持する。また、不正使用等の調査手続に関する規程や研究者の行動規範、不正防止に係る各種規程は、本学HPでの公開により、学内外に向けた積極的な情報発信を行う。

5. モニタリングのあり方

組織全体の観点から不正防止計画を推進するため、最高管理責任者の下に研究倫理委員会が担当する。同委員会は、不正が発生する要因の把握、不正使用防止計画の策定及び実施、計画の進捗状況の把握等を行う。

学園本部の内部監査部門と協力して、不正使用等を防止する体制及び不正の発生要因を検証することにより監査及びモニタリングを行う。

附 則

この方針は、平成28年5月1日から施行する。